

《鳴門市農業委員会 5月総会 議事録》

開催日時 令和4年5月30日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	15番	小林 幸男
16番	藤江 厚子	17番	藤本 詳治	18番	増金 義文
19番	松浦 秀樹	20番	向 栄治		

欠席委員 無

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)

所有権移転	1件
利用権設定	186件

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	1件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年5月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員20名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。
議事録署名人は、15番 小林委員、16番 藤江委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
所有権移転 1件
利用権設定 186件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。『議案第1号』についてただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小川委員 5番。譲受人は現在、木津地区及び土佐泊浦地区にて甘夏及びすだちを栽培しています。
申請地についてはこれまで畑として使われており、取得後は甘夏及びすだちを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。許可することに異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

石園委員 1番。譲受人は現在、大谷地区、松村地区及び牛屋島地区にて甘夏及びすだちを栽培しています。
申請地についてはこれまで畑として使われており、取得後は甘夏及びすだちを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。許可することに異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

林博子委員 13番。譲受人は現在、南浜地区、里浦地区及び徳長地区にて甘藷を栽培しています。
このたび、競売物件を落札したことにより本申請を行うこととなりました。
取得後については、先月の買受適格証明の内容と同様に甘藷を栽培する計画です。
周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。許可することに異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

藤本委員 17番。借人は貸人の子にあたります。現在、かんしょ及び野菜を生産している農家です。
申請地には現在もかんしょが作付されており、今後も継続して栽培を行う計画となっております。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について採決いたします。許可することに異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

< 3. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 >

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんからご意見お願いいたします。

石園委員

1番。申請地は、JR阿波大谷駅から南に位置する農地です。

申請人は、申請地付近で稲作を行う農家です。

申請地は自宅に近く便利であったことから、平成元年頃、倉庫を設置しました。

この度、申請地について農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。なお、本申請にあたり、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

事業計画では、道路から倉庫までの通路部分のみ、コンクリートで舗装されています。

排水については雨水のみであり、南側の水路に放流することについて地元水利組合の同意を得ておりますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、JR阿波大谷駅から南へ約120mに位置しており、周囲をJR鳴門線、第二大谷川、宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

< 異議なし >

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認といたします。

以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 4. 報告事項 9件 >

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件

②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 2件

③農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

④農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) 1件

⑤農地法第18条第6項の規定による通知について
(残存小作地の合意解約) 1件

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございますか。

事務局、何かありますか。

事務局

特にありません。

谷口会長

他にございませんか。

それでは、これもちまして令和4年5月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時25分

令和4年5月30日

会 長

谷口 清美

議事録署名者

小林 幸男

議事録署名者

藤江 厚子